

事務名	公衆浴場営業者地位の相続、法人の合併又は分割による承継の届出（公衆浴場の設置場所の配置及び衛生措置等の基準に関する条例第 3 条第 2 項第 1 号に該当しない施設）
根拠法令	公衆浴場法第 2 条の 2 第 2 項

前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。